

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額			就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
理事長	千円 18,711	千円 11,892	千円 5,134		
理事 (11/12人)	千円 14,685	千円 8,887	千円 4,368	平成17年 2月14付 け1人	平成16年 12月31日 付け1人
監事 (非常勤) (2人)	千円 408	千円 408	千円 ()		

注:年度途中で退任・就任した理事については、1月分を1/12人と換算して記載した。

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要
理事長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円	年 月			該当者なし
理事B	千円	年 月			該当者なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

職員給与について

職種別支給状況

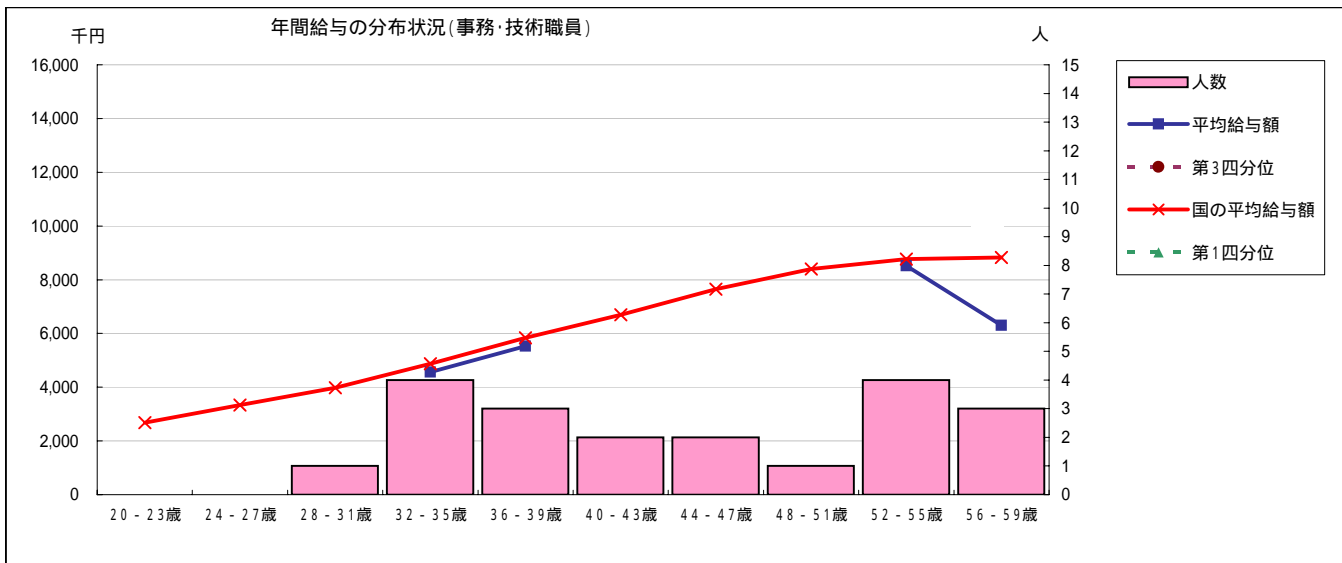
区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)				
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	64	45.8	8,056	5,938	181	2,118	
	事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	44.5	6,584	4,841	214	1,743	
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円	
41	46.7	9,024	6,658	169	2,366		
その他医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円	
3	41.8	4,645	3,410	128	1,235		
在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	該当者なし						
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	該当者なし						
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	該当者なし						
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	該当者なし						
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	該当者なし						
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	2						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	2						

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

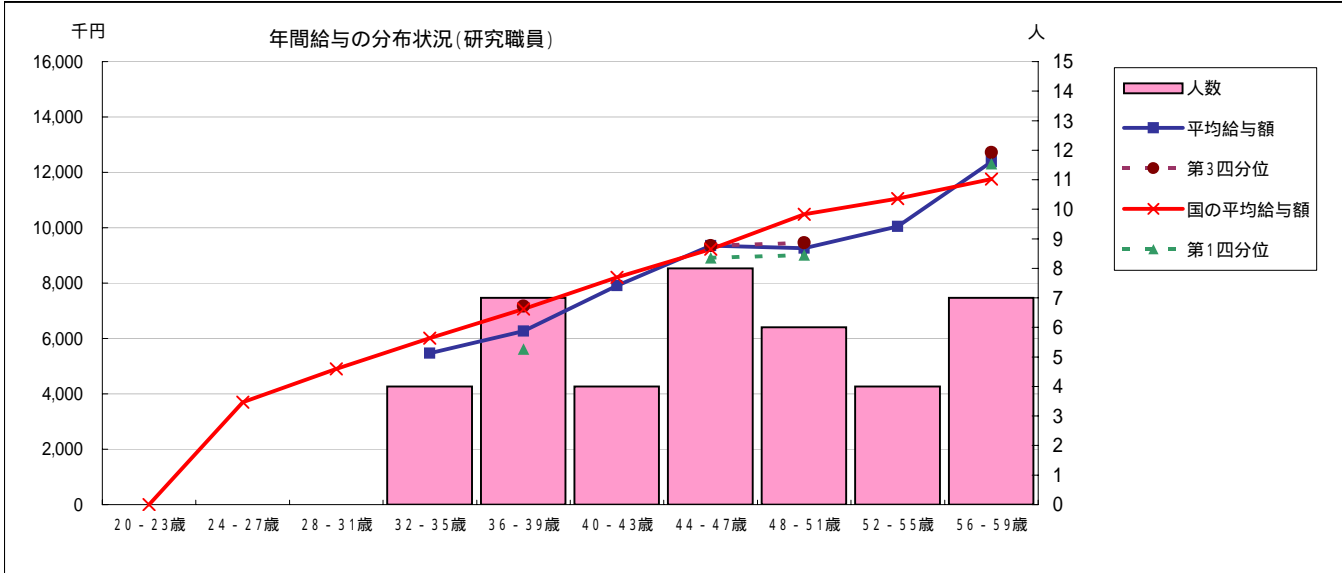
注:非常勤職員の事務・技術職については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるお

注:その他医療職種とは、心理療法士及び脳波測定員である。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注: 該当人数が2名以下である年齢帯については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与については表示していない



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	1	40.5	千円 -	千円 -	千円 -
本部係員	4	33.3	千円 -	千円 4,407	千円 -

注：本部課長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
研究課長	16	49.9	千円 9,069	千円 9,547	千円 9,580
主任研究員	10	43.8	千円 7,483	千円 7,871	千円 8,311
研究員	8	35.6	千円 5,342	千円 5,582	千円 5,687

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		係員	係員	主任、係員	係長、主任	係長	課長補佐	課長	課長	部長	部長	部長
人員(割合)	20	該当者なし (%)	該当者なし (%)	4 (20.0%)	8 (40.0%)	3 (15.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	該当者なし (%)	1 (5.0%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高-最低)		~	~	34 ~ 31	59 ~ 35	56 ~ 44	53 ~ 50	~	~	~	~	~
所定内給与(最高-最低)		~	~	千円 3,371 ~ 3,120	千円 4,880 ~ 3,726	千円 5,055 ~ 4,479	千円 5,861 ~ 5,093	~	~	~	~	~
年間給与(最高-最低)		~	~	千円 4,505 ~ 4,265	千円 6,634 ~ 5,120	千円 6,996 ~ 6,574	千円 8,196 ~ 7,061	~	~	~	~	~

注：7級および9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高-最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究官	総括主任研究官 主任研究官	総合研究官 総括主任研究官
人員(割合)	41	該当者なし (%)	8 (19.5%)	8 (19.5%)	16 (39.0%)	9 (22.0%)
年齢(最高-最低)		~	39 ~ 33	60 ~ 37	55 ~ 44	58 ~ 47
所定内給与(最高-最低)		~	千円 4,336 ~ 3,729	千円 6,296 ~ 4,714	千円 7,595 ~ 6,084	千円 9,177 ~ 8,074
年間給与(最高-最低)		~	千円 5,944 ~ 5,154	千円 8,524 ~ 6,318	千円 10,156 ~ 8,243	千円 12,817 ~ 10,878

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.6%	65.5%	62.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.4%	34.5%	37.4%
	最高～最低	45.3～32.6	37.8～29.8	41.5～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	69.8%	68.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	30.2%	31.8%
	最高～最低	36.4～31.6	33.3～17.9	33.3～25.9

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.5%	60.8%	59.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.5%	39.2%	40.8%
	最高～最低	42.9～42.1	42.4～38.4	42.4～40.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	69.5%	68.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.4%	30.5%	31.9%
	最高～最低	36.4～30.8	33.3～28.1	33.3～29.4

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

91.2

対他法人(事務・技術職員)

85.3

(研究職員)

对国家公務員(研究職)

96.0

対他法人(研究職員)

93.3

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 13年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 725,506	千円 675,526	千円 49,980 (7.4)	千円 21,431 (3.04)
人件費 (A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 794,087	千円 743,115	千円 50,972 (6.86)	千円 23,467 (3.05)
最広義人件費	千円 825,978	千円 768,097	千円 57,881 (7.54)	千円 35,631 (4.51)

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有			平成16年4月に施行された給与法の改正内容に準拠し、通勤手当において交通機関等利用者及び自動車等利用者の手当等の改正を行った。
役員(常勤)	有			上記に同じ
役員(非常勤)	無			
職 員	有			法人の長、役員と同じく通勤手当の改正を行った他、同様に給与法の改正に準拠し、調整手当の異動保障についての改正を行った。

注:表中の「給与法」… 一般職の職員の給与に関する法律

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員(常勤)の担当業務の実績に係る評価及び研究所の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される給与の期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び担当業務に対する貢献度等を参考にし、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	前年度同額に据え置き	}
理事	{	前年度同額に据え置き	}
監事(非常勤)	{	前年度同額に据え置き	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

人件費の見積もりを考慮し、職種別の級別人員の目安を定めた上で、職員一人一人の研究所の業務に対する貢献度をその職務遂行能力、職責、業績に応じて給与に適切に反映させる。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
俸給月額 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合には、昇給期間を短縮し、若しくは上位の号俸に昇給させ、又はそのいずれも併せ行うことができる。
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給される。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

職員の調整手当の異動保障について、給与法の改正内容に準拠し、異動等の前日に在勤していた地域・官署に6箇月を超えて在勤していた場合のみ適用としたこと、当該保障の手当の支給期間は2年間までとし、さらに2年目からは当該支給割合の100分の80の支給割合とすること。

役職員の通勤手当について給与法改正内容に準拠し、6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とすることに變更するとともに2分の1加算措置を廃止し、1箇月あたりの額を55,000を上限とすることとし、自動車等利用者について片道40キロ以上の使用距離区分を4段階増設した。

文中の「給与法」… 一般職の職員の給与に関する法律

法人が必要と認める事項

特になし